

第 69 回原状回復対策協議会の議事概要

(1) 協議事項／1,4-ジオキサン対策について

資料 1 により事務局から説明し、それに対し委員から意見が述べられた。

ア 説明要旨

- ・ A 地区西側の土壌の深いところにあった汚染土壌は、昨年 12 月上旬に掘削除去が終了したこと。
- ・ AB 地区境界部の汚染土壌は、掘削可能な部分の掘削を昨年 8 月に終了し、掘削の法面に集水管（横ボーリング）を施工したこと。これにより、A、B 地区とも 1,4-ジオキサンの汚染地下水濃度が低下してきていること。
- ・ 今後は、1,4-ジオキサンの汚染地下水濃度が低下を注視していくためのモニタリングを継続することとし、地域の安心・安全の醸成に努めていきたいこと。

イ 主な意見（要旨）

- ・ 汚染土壌の掘削除去により 1,4-ジオキサンの汚染地下水濃度が低下してきたのは分かったが、来年度中に事業が終了しないのではないか。
- ・ 来年度中に事業が終了しないことを想定して、事業期間の延長手続を講ずる必要があるのではないか。
- ・ 本協議会としては、県が地域の安心のため環境省と協議し、原状回復できるよう必要な事業期間を確保すること。

(2) その他

次回の原状回復対策協議会は、平成 29 年 3 月 18 日（土）に開催（予定）することとした。